大阪府特別職報酬等審議会

会議資料

日時：平成28年11月25日

場所：議会会館１階談話室

事務局：総務部人事局企画厚生課

目次

[資料１　知事等の給料等に係る条例の改正について 1](#_Toc467745797)

[（参考）都道府県の知事の給料の額等の比較 3](#_Toc467745798)

[（参考）都道府県の知事の年収の比較 4](#_Toc467745799)

[資料２　行政委員の報酬に係る条例の改正について 5](#_Toc467745800)

[資料３　附属機関委員等の報酬に係る条例等の改正について 7](#_Toc467745801)

[資料４　行政委員（非常勤）の勤務実績について 8](#_Toc467745802)

[（１）平成24年度から平成27年度の一人当たり一月当たり平均日数 8](#_Toc467745803)

[（２）平成27年度の一人当たり一月当たり平均日数 9](#_Toc467745804)

[（３）平成26年度の一人当たり一月当たり平均日数 10](#_Toc467745805)

[（４）平成25年度の一人当たり一月当たり平均日数 11](#_Toc467745806)

[（５）平成24年度の一人当たり一月当たり平均日数 12](#_Toc467745807)

[資料５　平成28年人事委員会勧告（一般職給与）について 13](#_Toc467745808)

[資料６　一般職の平成28年度の給与改定について 17](#_Toc467745809)

# 資料１　知事等の給料等に係る条例の改正について

資料１

（「（参考）知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」より）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （参考）知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例１　知事の退職手当の廃止及び給料月額の改定（１）知事の退職手当を廃止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 改定後 | 改定前 |
| 本則の支給割合 | 特例減額の割合 | 本則の支給割合 | 特例減額の割合 |
| 知事 | － | － | 100分の20 | 50％ |

（２）知事の給料の額の改定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 改定後の額 | 改定前の額 |
| 知事 | 月額　1,500,000円 | 月額　1,310,000円 |

（考え方）○　知事の退職手当の廃止に伴い、現行の退職手当の一任期（４年）分の額を１ヵ月相当に割戻し、給料の額に復元。２　特別職の給料の額の改定について知事、副知事、常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員及び教育長の給料の額の改定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 改定後の額 | 改定前の額 |
| 知事 | 月額　1,520,000円 | 月額　1,500,000円 |
| 副知事 | 月額　1,050,000円 | 月額　1,030,000円 |
| 常勤の監査委員 | 代表監査委員 | 月額　　830,000円 | 月額　　820,000円 |
| 代表監査委員以外の監査委員 | 月額　　680,000円 | 月額　　670,000円 |
| 常勤の人事委員会の委員 | 委員長である委員 | 月額　　830,000円 | 月額　　820,000円 |
| その他の委員 | 月額　　680,000円 | 月額　　670,000円 |
| 教育長 | 月額　　880,000円 | 月額　　840,000円 |

（考え方）○　知事及び副知事の給料の改定額については、平成23年４月１日から平成27年４月１日までの本庁部長級職員の給与改定率（＋1.66%）を参考に改定。○　行政委員の報酬等の改定額については、他の特別職との均衡から、本庁部長級職員の給与改定率（＋1.66%）を参考に改定。○　教育長の給料の改定額については、平成27年４月１日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行され、改正前の教育委員長の職責が新たに加わったことを考慮の上、改正前の委員長と委員の日額報酬の差額に、平成24年度から平成26年度の委員長等の一人当たりの月平均勤務日数である４日を乗じた額を加算。他の特別職との均衡から、本庁部長級の給与改定率（＋1.66%）を参考に改定。 |

資料１

|  |
| --- |
| ※教育委員長と他の委員の職責差を加算して1.66％をかける。38,000円（委員長）×4日－32,000円（委員）×4日＝24,000円840,000円＋24,000円＝864,000円864,000円×1.66％≒880,000円これまで教育委員長の日額報酬が38,000円、月の平均勤務日数（平均実績）が４日。その他の委員の日額報酬が32,000円、月の平均勤務日数（平均実績）が４日。３　施行日平成27年11月27日。ただし、２については平成28年４月1日。（理由）知事の退職手当の廃止等及び知事の給料の特例減額の改正は次期知事任期から（平成27年11月27日～）。給料額の改定については予算の関係上、新年度適用とするため。 |

## （参考）都道府県の知事の給料の額等の比較

資料１



## （参考）都道府県の知事の年収の比較

資料１



# 資料２　行政委員の報酬に係る条例の改正について

資料２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人企第2327号平成28年３月29日各行政委員会事務局　担当課長　様総務部人事局企画厚生課長行政委員会委員等の報酬の額の改定等について（通知）大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大阪府条例第９号）等が公布され、平成28年４月１日から施行されることに伴い、下記のとおり行政委員会委員等の報酬の額が改定されることとなりましたので通知します。また、当該条例施行に伴う日額報酬の支給方法等の取扱について、下記のとおりとします。記１　報酬の額の改定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 改定後の額 | 改定前の額 | 備考 |
| 教育委員会 | 委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 選挙管理委員会 | 委員長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| その他の委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 臨時に補充した委員 | 改定なし | 日額　13,000円 |  |
| 監査委員 | 常勤の監査委員 | 代表監査委員 | 月額　830,000円 | 月額　820,000円 |  |
| 代表監査委員以外の監査委員 | 月額　680,000円 | 月額　670,000円 |  |
| 非常勤の監査委員 | 代表監査委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| 識見を有する者のうちから選任された監査委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 府議会議員のうちから選任された監査委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 人事委員会 | 常勤の委員 | 委員長である委員 | 月額　830,000円 | 月額　820,000円 |  |
| その他の委員 | 月額　680,000円 | 月額　670,000円 |  |
| 非常勤の委員 | 委員長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| その他の委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
|  |  |  |  |  |  |

 |

資料２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 改定後の額 | 改定前の額 | 備考 |
| 労働委員会 | 会長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| 公益委員、労働者委員、使用者委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 特別調整委員、あつせん員 | 改定なし | 日額　13,000円 |  |
| 収用委員会 | 会長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| その他の委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 予備委員、あっせん委員、仲裁委員 | 改定なし | 日額　13,000円 |  |
| 参考人 | 一日につき3,900円を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額 | 一日につき3,800円を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額 |  |
| 海区漁業調整委員会 | 会長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| その他の委員、専門委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 内水面漁場管理委員会 | 会長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| その他の委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |
| 公安委員会 | 委員長である委員 | 日額　39,000円 | 日額　38,000円 | ※1 |
| その他の委員 | 日額　33,000円 | 日額　32,000円 | ※2 |

※１　一月当たりの勤務日数が８日を超える場合の報酬の額は、月額312,000円とする。※２　一月当たりの勤務日数が８日を超える場合の報酬の額は、月額264,000円とする。２　日額報酬の対象となる業務従前のとおり、別紙１「行政委員会委員等の日額報酬支給に関する取扱い要領」を御参照ください。３　勤務日数報告書の提出平成24年４月１日の改正で日額支給とした委員等に限り、当分の間、勤務実績が確定した後、四半期ごとに総務部人事局企画厚生課あて提出いただくこととしております。平成28年４月１日以降、勤務日数報告書の様式について別紙２のとおり変更しますので、同様式を原則として提出してください。 |

# 資料３　附属機関委員等の報酬に係る条例等の改正について

資料３

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人企第2328号平成28年３月29日附属機関所管課長　様総務部人事局企画厚生課長附属機関委員等の報酬の額の改定について（通知）大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大阪府条例第９号）が公布され、平成28年４月１日から施行されることに伴い、平成28年４月１日以降の附属機関委員等の報酬の額について、下記のとおり改定されることとなったので通知します。記１　委員等の報酬の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 改　定　後 | 改　定　前 |
| Ａ | 9,800円 | 9,600円 |
| Ｂ | 8,300円 | 8,200円 |
| Ｃ | 6,200円 | 6,100円 |

２　附属機関の委員等の報酬の額の区分Ａ：　府政の重要な施策又は府政運営の基本的な事項の調査審議を行う機関で、構成委員の知名度、社会的地位が比較的高いものＢ：　府政の比較的重要な施策又は府政運営の細部的な事項の調査審議を行うものＣ：　各種試験の実施又は審議会の幹事等でその職務が比較的軽易なもの |

資料４　行政委員（非常勤）の勤務実績について

資料４

（１）平成24年度から平成27年度の一人当たり一月当たり平均日数



（２）平成27年度の一人当たり一月当たり平均日数

資料４

## （３）平成26年度の一人当たり一月当たり平均日数

資料４

## （４）平成25年度の一人当たり一月当たり平均日数

資料４

## （５）平成24年度の一人当たり一月当たり平均日数

資料４

資料５　平成28年人事委員会勧告（一般職給与）について

資料５

（「平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（平成28年10月17日大阪府人事委員会）」より）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **報告及び勧告のポイント****○月例給は４年ぶりの引下げ、特別給（ボーナス）は３年連続の引上げ****Ⅰ．月例給****本年４月分の職員給与は、民間を1,075円（0.28％）上回っている。****この較差を踏まえ、給料表に定める給料月額を引下げ****Ⅱ．特別給（ボーナス）****特別給を0.1月分引上げ　（年間4.20月分⇒同4.30月分）****民間の状況を踏まえ勤勉手当に配分****Ⅲ．改定時期****平成28年4月1日に遡って改定****ただし、月例給については、平成29年4月1日から改定****○扶養手当を国に準じて見直し****Ⅰ．手当額****配偶者に係る手当額を引下げ（6,500円）****子どもに係る手当額を引上げ（10,000円）****Ⅱ．改定時期****国に準じて平成29年4月1日から段階実施****１．民間との給与較差****(1) 月例給**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職員給与（Ａ）** | **民間給与（Ｂ）** | **較　　差（B－Ａ）** |
| **383,916円** | **382,841円** | **▲1,075円（▲0.28%）** |

・職員給与算定の対象となる行政職給料表適用職員の平均年齢は42.２歳である。**(2) 特別給（ボーナス）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **年間支給月数** | **職員** | **民間** |
| 4.20月 | 4.32月 |

・「民間」は、昨年8月から本年7月までの特別給（ボーナス）の支給月数。「職員」の支給月数は0.05月単位で増減させている。（二捨三入）**２．月例給較差の発生要因**給与データの除外（民間給与データのうち、給与額の上下2.5％ずつ、合わせて５％のデータを除外）を行わず、役職の対応関係を見直すこととした結果、いわゆるマイナス較差となったもの。 |

資料５

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **３．給与改定の内容****(1) H28公民較差に基づく較差の解消****〈月例給〉****給料表に定める給料月額を引下げ**・行政職給料表：一律0.3%引下げを基本。（平均改定率▲0.2％）＜初任給～20代前半は引下げなし。20代後半は、0.1～0.2％引下げ＞・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定。・再任用職員：一律0.3％引下げ。**-較差解消額の内訳-**給料表▲767円　扶養手当▲200円（※１）　はね返り分（※２）▲108円　　　※１：扶養手当額の改定に伴い、現行、国を上回る部分を国と同額とすることにより生じる分※２：給料等に対し一定割合で定められている手当額等の減少分（地域手当など）**〈特別給（ボーナス）〉****支給月数を引上げ 【4.20月→4.30月】****民間の状況を踏まえ、勤勉手当に配分。****（一般の職員の場合の支給月数）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **６月期** | **12月期** |
| 期末手当 | 1.225月（改定なし） | 1.375月（改定なし） |
| 勤勉手当 | 0.85月（現行0.80月） | 0.85月（現行0.80月） |

**〈改定時期〉**月例給は平成29年４月から、特別給は平成28年４月に遡って改定。**(2) 扶養手当の見直し****国に準じて手当額を改定し、平成29年４月から段階実施（平成32年度まで）。**1. **配偶者　6,500円**
2. **子　 　10,000円**
3. **本庁課長等（行政職6級）の職員　子以外の扶養親族3,500円**
4. **部長級・次長級（行政職8級・7級）の職員　子以外の扶養親族非支給**

**４．賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の活用・研究**平均給与月額を比較したところ、20歳台後半から30歳代前半はほぼ均衡し、それ以降の年齢階層においては、職員の平均給与月額が、民間を下回っており、その状況をも勘案して給料表改定を勧告。**５．職員（行政職給料表適用者）の年収への影響額（平成28年度）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **現行額** | **勧告実施後試算額** | **増減** |
| 平均給与月額 | 383,916円 | 383,916円 | 0円 |
| 年間平均給与額 | 6,258千円 | 6,297千円 | 39千円 |

**６．大阪府財政への影響額**年間で約35億円の増額（特別給）※共済費は含まない。 |

資料５

|  |
| --- |
| **７．給与制度、人事管理等に関する本委員会の「意見」****(1) 給与制度について****ア　職員給与のあり方**人事委員会制度は、憲法で保障された労働基本権の制約に係る合憲性の根拠となる代替措置として位置づけられるものであり、とりわけ給与勧告は、職員の生活を維持するための措置として、人事委員会制度の中でも最も重要なものである。任命権者においては、平成26・27年の勧告を完全に実施していないが、給与勧告が尊重されることなく、その本来の機能を果たし得ないと評価される場合は、労働基本権の代替措置としての機能を果たしたものとは言えないものである。職員給与は、義務的経費であり、危機的な状況にない限り、厳しい財政状況下においても、予算上適切に措置される必要がある。**イ　管理職給与等のあり方**任命権者において、職員の年齢構成の状況も踏まえつつ、組織や職制・職階のあり方などについて、将来の大阪府を見据えた検討を進められているところであり、課長級給料の定額化も含めて、管理職給与のあり方について検討することを求める。管理職手当に係る減額措置の取扱いについて再考を求める。**ウ　再任用職員の給与**再任用職員には、定年前と同等の能力発揮等が期待され、これまで培ったノウハウを組織内に継承していくことが求められており、職務・職責に相応しい給与水準のあり方が重要な検討課題。再任用職員の給与水準や給与制度等について、引き続き、国の動向を注視するとともに、民間における対応状況、本府における実情等も十分考慮して、検討を行っていく。**エ　昇給制度**55歳を超える職員の昇給抑制のあり方について、国と比較して昇給カーブのフラット化が図られている状況を勘案しつつ、国、他の都道府県及び民間の動向も踏まえ、検討する必要がある。人事評価結果の昇給への反映について、人事評価制度の目的により適ったものとなるよう、引き続き、検討することが求められる。**(2) 職員の意欲・能力向上につながる人事制度****ア　人事評価制度**現在の人事評価制度そのものについての理解が得られていない原因は、相対評価により、絶対評価よりも下位区分に評価される現象を生じさせていることにあり、活躍が期待される数多くの職員に不安感を与えかねない状況は、組織の活力の維持、向上の観点から、看過し得るものではない。相対化の仕組みを設けることがあり得るとしても、相当数の職員に絶対評価と相対評価の結果の乖離が生じている現状は、職員の理解と信頼が得られる制度とは言い得ない。相対化を行う場合は、職員の理解が得られるよう評価手法の改善に努める必要があるとともに、相対評価における評価区分の分布割合を柔軟化する運用、あるいはそのための制度設計の見直しが検討されるべきであると考える。**イ　有為な人材の確保**採用試験の実施方法が、受験者の能力や適性を的確に判定し、採用後、行政の第一線で期待される役割を果たし得る人材を確保することとなっているかについて、任命権者と協力して研究・検証し、必要に応じ試験制度や人材育成のあり方について所要の改善を図っていく必要がある。**ウ　管理職の公募**これまでの経過や課題を踏まえた上で、適材適所の観点から庁内外の優秀な人材が登用され、一層の組織の活性化や教育環境の充実につなげていくことが求められる。**エ　高齢期職員の能力活用**再任用制度については、人材の有効活用、ノウハウの継承の観点からも、引き続き効果的に運用する必要があり、国や民間の動向等をも踏まえつつ、一層の職域拡大を図るなど、さらなる取組みが求められる。高齢期職員が公務内外を問わず、その能力や経験を社会で十分に発揮できるよう、引き続き積極的な取組みを望む。 |

資料５

|  |
| --- |
| **(3)働き方改革の実現****ア　勤務条件の改善等**女性職員や高齢期職員の活躍が期待されており、そのためにも、長時間労働の是正のほか多様で柔軟な働き方を構築していくことが重要であり、任命権者においては、本府の実情、組織の現状等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す観点からも、職員の働き方としてどのような態様が必要であるかを検証し、そのための新たな仕組みづくりを含めた具体的な取組みが求められる。仕事と家庭の両立支援が大きな社会的要請であるとの認識のもと、この方向性に沿ったさらなる制度の充実を図ることが重要であるため、国家公務員との均衡の観点からも、人事院勧告に準じた取扱いを基本とし、任命権者において、今後、必要な措置が適切に講ぜられることを求める。**イ　時間外勤務の縮減**長時間労働の是正は喫緊の重要な課題である。生死にかかわる過労死ラインを超える時間外勤務者が多数かつ漸増の傾向にある状況を、もはや放置することは許されず、早急な対応が求められる。管理・監督者は、看過し得ない過労死ラインを超える時間外勤務を含め、時間外勤務が常態化している現状の重大性を認識した上で、実態の把握、課題の抽出、目標及び対策の明示を行い、組織を挙げて全力を傾注して取り組み、その結果を次の対策にいかすことが重要である。時間外勤務の縮減に向けては、全庁を挙げて取り組むことが肝要であり、任命権者において、メッセージの発出等も含め、より一層強力に取り組まれることを求める。**ウ　女性職員の活躍推進**民間労働法制の改正内容に即した必要な措置を適切に講ずるとともに、主査級昇任考査の受験促進に向け、女性職員が管理職等責任ある立場で活躍できるよう、職場全体の意識改革と環境づくりなど、より一層組織的な取組みを進めていくことが必要である。**エ　健康管理・メンタルヘルス対策**職員に対し、ストレスチェック制度の趣旨等を十分周知し、ストレスへの気づきを促すことが重要である。さらに、ストレスチェックの結果を所属ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることが必要であり、これらを通じて、引き続き、メンタルヘルス対策の一連の取組みを継続的、計画的に進めることを求める。**オ　ハラスメントの防止**男女雇用機会均等法等の改正を踏まえ、適切に対応する必要がある。ハラスメントを起こさないことが重大な責務であることを管理職に徹底するとともに、職員一人ひとりがハラスメントを許さないという価値観を共有するよう、引き続き積極的な取組みを推進する必要がある。**(4) 公務員制度をめぐる諸課題について****ア　教職員を取り巻く諸情勢**教員の長時間労働が常態化しており、課題は深刻であると言わざるを得ず、教育委員会においては、従来の学校長を通じた対応によるだけでなく、自らの責任として教職員の現場の実情把握に努め、速やかに長時間労働の抜本的解決に向けた具体的な対応が求められることを強く指摘する。教員定数の一部に定数内講師を配置し、産休・育休等を取得した教員の代替としても講師を配置しているが、教育委員会においては、引き続き、中長期的な観点も含めて適正な教員の配置に努めることが求められる。**イ　非常勤職員の処遇**臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方についての国の研究会の検討結果、国、他の都道府県の動向などにも留意しつつ、より一層適正な勤務条件の確保に努め、非常勤職員が高い意欲を持って勤務することができるよう取り組まれることを求める。 |

資料６　一般職の平成28年度の給与改定について

資料６

（「職員団体との交渉における最終回答の内容（報道向け資料）」より）

|  |
| --- |
| 平成2８年1１月１６日総務部人事局企画厚生課**職員団体との交渉における最終回答の内容****（１）公民の給与較差に基づく改定****≪月例給≫**◆Ｈ28年4月時点の較差を解消するための改定　・Ｈ28年4月から12月の較差相当額をＨ29年2月の給料より減額・Ｈ29年1月より給料表を引下げ（平均▲0.3％）**人事委員会勧告では、Ｈ29年4月実施**【人件費影響額】約▲１３億円／年間**≪ボーナス≫**◆Ｈ28年4月に遡って、勤勉手当を0.1月分引上げ（年間4.2月→4.３月）**人事委員会勧告どおり実施**【人件費影響額】約　４２億円／年間**（２）扶養手当（段階的実施）**配偶者に係る手当額を引下げ（13,800円→　6,500円）子どもに係る手当額を引上げ（　6,500円→10,000円）**人事委員会勧告どおり実施** |